

平成28年10月17日付け三浦電機株式会社宛て

1 総括的事項

- (1) 本配慮書では、稚内市及び豊富町にまたがる豊別地区 (約 685ha) 又は豊富町に位置する有明地区 (約 929ha) のいずれかの事業実施想定区域に、出力 30,000kW (発電設備最大 15 基) の風力発電所を設置する計画としている。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林、鳥獣保護区等の重要な自然環境のまとまりの場に加え、利尻礼文サロベツ国立公園が存在するほか、希少鳥類の生息や渡りのルートの情報があり、さらには、区域の周辺には住居や学校等が存在していることから、本事業の実施によりそれらの環境要素に対する重大な影響が生じるおそれがある。

また、事業実施想定区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電事業の計画が進められていることから、それらとの累積的影響が生じるおそれがある。

- (2) 事業実施想定区域について、豊別地区及び有明地区の複数案を設定しているが、この2地区に至った検討過程の説明が十分でないほか、法令等の制約を受ける場所等に配慮して候補地を選定したとの説明に反し、豊別地区の大部分を保安林が占めているなど、その設定の合理性、妥当性に疑義がある。

また、計画段階配慮事項の比較の結果、有明地区がより適していると判断しているが、区域から 500m 以内の範囲の住居等の数に差があるにもかかわらず、騒音及び風車の影において優劣なしとしているほか、比較項目に環境影響以外の要素を選定し、その比較結果が最終的な判断に強く影響しているなど、有明地区が適地とする結論の妥当性に疑義がある。

- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、必要に応じて事業実施想定区域候補地の見直しを検討するとともに、候補地の選定に係る経緯や合理的な根拠を改めて整理するほか、候補地間の適切な比較検討により対象事業実施区域を設定し、その結果の妥当性が客観的に理解できるよう方法書に記載すること。

また、対象事業実施区域の設定、事業の規模、風力発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、専門家等からの科学的知見に立った助言を得ながら、各環境要素に係る重大な環境影響の程度について調査、予測及び評価を行うこと。その過程において、重大な環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、対象事業実施区域の見直しや更なる絞り込みなどを含む事業計画の見直しを行うこと。

- (4) 対象事業実施区域の設定の結果、他事業との累積的影響が生じるおそれがある場合は、関連する環境要素に係る累積的影響についても調査、予測及び評価すること。

- (5) 本配慮書では、事業実施想定区域及びその周辺の概況の記載において、法令指定地域の抽出に漏れがあるなどの不備が見られるほか、全般にわたり誤記や記載漏れが散見される

など信頼に足る図書となっていない。

そのため、今後の方法書の作成に当たっては、当該区域の概況をより詳細かつ正確に把握し、その結果を反映すること。また、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の必要な情報を遺漏なく具体的に、かつ一般にも分かりやすく正確に記載し、専門的な表現等については、解説等を付すこと。

- (6) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるため、住居等と風力発電設備は十分な離隔距離を確保するとともに、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅危惧種のイトウの生息が確認されている天塩川水系の支流があり、土地改変による濁水や土砂の流入などによりイトウの生息に影響を及ぼすおそれがあるため、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(3) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるオジロワシやオオワシ、クマタカ等の生息やノスリの渡り経路が確認されているほか、区域の周辺には、ラムサール条約登録湿地のサロベツ原野、ハクチョウ類やガンカモ類の集結地があるため、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライクなどの重大な環境影響の有無について評価すること。

また、近年、事業実施想定区域の周辺においてタンチョウの生息や繁殖の情報が得られていることから、最新の生息情報を入手するとともに、専門家等からの助言を得ながら生息等への影響について適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

さらに、風力発電設備や搬入路の設置等に伴う土地改変によるコウモリ類をはじめとする重要種の生息等への影響については、専門家等からの助言を得ながら動物相の的確な把握を含む適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(4) 植物、生態系

事業実施想定区域には自然度の高いブナクラス域自然植生や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在し、また、区域及びその周辺では重要な植物種の生育が確認されていることから、風力発電設備や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けるとともに、専門家等からの助言を得ながら適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

また、生態系に関する上位性注目種や典型性注目種等については、地域における生息環境に即した適切な種を選定するとともに、事業の実施による影響について、専門家等からの助言を得ながら適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(5) 景観

本配慮書においては、主要な眺望点の抽出漏れが確認されていることから、関係機関等への聞き取りなどに基づき、改めて主要な眺望点を抽出し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な影響の有無について評価すること。

また、発電所を望むことができる地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や最寄りの住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な影響の有無について評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画されている工事関係の車両走行ルート沿いには沼川みのり公園が位置しており、事業の実施に伴いその利用性及び快適性などに影響が生じるおそれがあることから、これらについても適切な方法により調査及び予測を行い、重大な影響の有無について評価すること。